



理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

手柄山線は、姫路市の中心部における円滑な交通を確保する幹線街路として、昭和29年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部幅員の変更を行う。

揖保川線は、姫路市西部と太子町を結ぶ幹線街路として、昭和32年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

広畑幹線は、姫路市西部と中心部を連絡する幹線街路として、昭和32年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

余子浜線は、姫路市網干区臨海部の円滑な交通処理を担う幹線街路として、昭和32年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

興浜線は、姫路市網干区臨海部の円滑な交通処理を担う幹線街路として、昭和32年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから都市計画を廃止する。